

2025 学校危機管理マニュアル



亘理町立吉田中学校

電 話 0223-36-2022

学校携帯電話 080-1690-7817

F A X 0223-33-9022

E - m a i l yoshida-jhs@watari-edu.jp

I 章 備える 【計画と体制】

I-1	学校防災全体計画	
	(1) 学校防災全体計画	1
	(2) 防災計画	2
I-2	みやぎ防災教育副読本を活用した年間指導計画	6
I-3	教職員の動員体制	
	(1) 教職員災害初動マニュアル	7
	(2) 非常配備体制	8
I-4	吉田中学校災害本部組織と業務内容	
	(1) 基本編製図①【内陸型地震, 在校時・登下校時津波, 火災, 風水害, Jアラート, 他各種災害時】	9
	(2) 基本編成図②【休日・夜間・下校後の津波発生時】	10
	(3) 各班の業務内容	11
	(4) 基本編成図②における安否確認連絡体制	12
I-5	情報連絡体制図	
	(1) 警報, および注意報の場合	13
	(2) 特別警報の場合	14
	(3) 注意報, 警報, 特別警報それぞれの対応一覧表	15
I-6	災害発生時の下校指導及び保護者引き渡し計画	
	(1) 災害発生時の下校指導	16
	(2) 保護者引き渡し	16
	(3) 災害時引き渡しカード	17

II 章 対応する① 【地震・津波編】

II-1	津波被害が想定される場合の対応と避難誘導	
	(1) 津波対応マニュアル早見表	18
	(2) 在校時の発生	
	1) 津波発生時の学校の対応	19
	2) 吉田小学校への避難経路図と教職員の配置	22
	3) 垂直避難経路図	23
	(3) 在校時以外の発生(登下校時, 校外学習時, 在宅時)	
	1) 津波発生時の学校の対応	24
	2) 吉田小学校への避難経路図と教職員の配置	25
II-2	地震発生時の対応と誘導避難(津波被害が想定されない場合)	
	(1) 地震対応マニュアル早見表	26
	(2) 地震発生時の対応	
	1) 登下校中	27
	2) 授業中(普通教室)	28
	3) 授業中(特別教室)	29

4) 授業中 (体育館)	3 0
5) 授業中 (校舎外)	3 1
6) 休憩中, 清掃中, および部活動中	3 2

III章 対応する② 【その他の災害編】

III-1 火災発生時の対応	
(1) 消防計画	3 3
(2) 予防管理組織	3 5
(3) 自衛消防隊編制表	3 6
(4) 火災発生時の教師の対応	3 7
(5) 避難経路と避難隊形図	3 8
(6) 火災報知器の復旧手順	4 0
(7) 防火扉の復旧手順	4 1
III-2 風水害 (雷, 暴風, 大雨, 洪水, 高潮, 大雪 各警報) 発生時の対応	
(1) 吉田地区の洪水・土砂災害防災マップ	4 2
(2) 防災体制, 及び役割分担	4 3
III-3 竜巻発生時の対応	
(1) 防災体制, 及び役割分担	4 6
III-4 弾道ミサイルの落下が想定される場合の対応と避難誘導	
(1) 在校時の発生	
1) 基本編成図①	4 9
2) 各班の業務内容	5 0
3) 避難計画 (在校時)	5 1
(2) 登下校時の発生	
1) 登校時の初動体制	5 2
2) 下校時の初動体制	5 3
3) 登下校発生時の生徒への指導内容	5 4
(3) 休日・早朝 (登校前)・夜間時の発生	5 5
(4) 中総体や修学旅行など, 校外活動時の発生	5 6

IV章 対応する③ 【災害以外の危機管理編】

IV-1 不審者侵入時の対応と避難誘導	
(1) 不審者侵入対策規定	5 7
(2) 不審者侵入時の緊急対応	6 0
IV-2 登下校時の緊急事態 (不審者事案) への対応	6 1

V章 回復する 【避難所運営計画】

V-1 避難所運営計画	
(1) 避難所施設利用計画	6 2
(2) 防災倉庫備蓄用品一覧表 (2階教材室隣)	6 3

VI章 資料編

VI-1 個人避難マニュアル【家庭用】【学校用】	6 4
VI-2 被災状況調査	6 7
VI-3 地震・津波対応マニュアル【生徒用】【保護者用】【教職員用】	6 8

VII章 生徒指導編

VII-1	学校安全年間指導計画	71
VII-2	感染症疾患等流行時における校内体制	72
VII-3	事故発生における救急体	73
VII-4	プール緊急時対応マニュアル	74
VII-5	エピペン保有生徒対応マニュアル	75
VII-6	いじめ防止基本方針	76

別冊保管資料

- 1 各種災害別 非常配備体制簡易マニュアル・別紙記載：各職員所持
- 2 事故等発生時の対応の基本別紙・[教育計画] 記載
- 3 地区生徒数名簿・非常用持出品内に別紙保管 ※互理中と吉田小にも保管依頼
- 5 引き渡しカード・非常用持出品内に別紙保管
- 6 安否確認情報メール操作マニュアル・防災無線横に別紙保管
- 7 心肺蘇生法，及びAED操作手順・AED設置場所に別紙保管
- 8 防災FAX・防災無線の取り扱い方法，及び連絡先一覧表・防災無線横保管

I-1 (1) 学校防災全体計画

亘理町立吉田中学校

安全教育に関する法令等
<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法 ・学校教育法 ・学校保健安全法及びその他関連法 ・教育委員会の方針、目標等

学習指導要領

学校教育目標
<p>教育目標：自らを鍛え共に高め合う心豊かな生徒の育成～自他のために挑戦し続けよりよい集団をつくるために貢献できる生徒～</p> <p>学校経営方針：心を育てる学校・楽しい学校・安全な学校・開かれた学校</p>
防災教育の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの身を守り、乗り切る力」の育成 ・「知識を備え、行動する力」の育成 ・「地域の安全に貢献する心と力」の育成 ・「安全な社会に立て直す力」の育成 ・「安全・安心な社会づくりに貢献する心」の育成

安全に関する学校の現状等
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や学区は、津波浸水区域に位置しており、家屋の流失や損壊、親族の死を伝え聞いている生徒もいる。 ・行政区によって津波被害の差が大きく、防災に対する温度差がある。

各教科
<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の現状と対策 ・災害メカニズムの知識 ・地域の地理的特性 ・防災体制等の理解 ・防災意識の高揚 ・ボランティア精神の育成 ・応急処置(応急手当) 等
道徳
<ul style="list-style-type: none"> ・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。 ・勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。

学校防災推進の重点（視点）等	
<p>防災教育 (防災学習 防災指導)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通じた防災教育の推進 ・災害発生時に活用できる生活能力の習得 ・年4回の防災訓練(下校時の地震、津波、地域、火災)の実施 ・防災教育の指導方法・内容の工夫及び改善
<p>防災管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所支援対応の整備と確認 ・避難経路及び通学路の危険箇所の点検・確認 ・災害時の危機管理能力の向上
<p>組織活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の役割の明確化 ・家庭や地域及び関係機関との連携 ・教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上 ・心のケア等の校内研修の充実

特別活動	
<p>学級活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の自分自身の安全に加えて、災害時の被害者の救出や地震後の火災発生防止など二次災害を防ぎ、家庭や地域の人々の安全を守るために必要な事項を取り上げ、理解できるようにする。また、家庭での災害に関する日常の備えに当たって、積極的な役割を果たせるようにする。
<p>生徒会活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の学校へのメッセージや募金活動など、生徒の創意を生かした自発的・自治的な活動を推進する。
<p>学校行事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関と連携した実践的な避難訓練の実施や地域と一体となった防災訓練の実施等により、進んで防災対応能力を身に付けようとする態度を育てる。
<p>部活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの個性、特技を生かしながら、集団への所属感、連帯感を高め、助け合いの心を育てる。

体制の整備・防災教育・指導力の向上

各学年の防災教育目標		
1 学年	2 学年	3 学年
<ul style="list-style-type: none"> ・人間としてかけがえのない生命を与えられていることに喜びと感謝の気持ちを持ち、人間としてどう生きていくかを考える。 ・学校や社会の一員として共に力を合わせて集団生活の向上に努めようとする態度を育てる。 ・自然災害について知るとともに、地域の状況をとらえることにより、災害の備えについて考え、防災意識の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非日常的な生活を強いられた仲間の心情や被災者の悲しみ、苦しみの深さに触れることで、生命の重さや尊さについて考える。 ・ボランティア精神及び勤労の喜びを理解し、ボランティア等の活動に積極的に関わろうとする態度を養う。 ・地域の災害特性に気づかせるとともに、先人の被害への備えなどを調べ、地域における防災体制を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・優しさや思いやりの心を持ちながら生きていくことの大切さを理解させるとともに、進んで公共の福祉のために尽くそうとする態度を養う。 ・災害のメカニズムを理解し、安全で快適な町づくりをするために必要な環境整備について関心を持つ。 ・災害時における学校が果たす役割について理解し、学校と地域のつながりについて考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に周囲の状況を的確に判断し、安全に避難する能力を身に付ける。 ・災害時の応急処置について、その意義と処置法を身に付ける。 		

連携

家庭
<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の高揚 ・ボランティア精神の育成 ・個別懇談

地域社会
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動など様々な体験活動の機会や場の充実 ・防災リテラシーの育成 ・自主防災組織、総合防災訓練の開催

Ⅰ－１（２） 亶理町立吉田中学校防災計画

第一章 総 則

第1条（目的）

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、亶理町立吉田中学校における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災・震災・津波その他の災害の予防及び人名の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

第2条（消防計画の適用範囲）

亶理町立吉田中学校防火管理者は、教頭とし、この計画についての一切の権限を有すると共に、次の業務を行うものとする。防災主任はその補佐を行う。

- （1） 消防計画の検討及び変更
- （2） 消火・通報及び避難誘導の訓練の実施
- （3） 建築物・火気使用設備器具・危険物設備の検査の実施及び監督
- （4） 消防用設備等の点検・整備の実施及び監督
- （5） 火気使用または取扱に関する指揮監督
- （6） 管理権限者に対する助言及び報告、並びにその他防火管理上必要な業務

第3条（消防機関への連絡・報告）

防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告・届出及び連絡を行うものとする。防災主任はその補佐を行う。

- （1） 消防計画の提出（改正の都度）
- （2） 建物及び諸設備または変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続
- （3） 消防用設備等の点検結果の報告
- （4） 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査指導の要請
- （5） 教育訓練指導の要請
- （6） その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

第二章 予防管理対策

第4条（予防管理組織等）

日常の火災及び地震の時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を定め、その編成及びその主たる任務は、別表1に定める通りとする。

第5条（火災予防上の遵守事項）

火災予防のため、すべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認すること。
- （2） 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておくこと。
- （3） 退出時には、火気等の後始末を完全にすること。
- （4） 廊下・階段・通路・出入り口等その他の避難のために使用する設備には、避難の妨害となる設備を設けたり、物品を置いたりしないこと。また、避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、開放できるようにしておくこと。
- （5） 校地内で工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けて行うこと。

第6条（建物等の自主検査）

防火管理者及び各火元責任者は、建物・火気使用設備器具・危険物施設等について検査を実施するものとし、防災主任はその結果を管理する。

第7条（消防用設備等の点検）

防火管理者は、建物内に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、点検を行うものとし、防災主任はその結果を管理する。

第8条（点検検査結果の記録と報告）

防火管理者は、点検検査の結果を、防火対象物維持台帳（別紙1）に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、3年に1回消防署長に報告しなければならない。防災主任はその補佐を行う。

第9条（不備欠陥等の整備）

防火管理者は、建物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、改修について校長に報告し、その改修促進を図るものとする。

第三章 自衛消防活動対策

第10条（組織と編成）

亘理町立吉田中学校の自衛消防組織として、校長を隊長とする自衛消防を組織する。なお、自衛消防隊の編成及び任務分担は、別表2の通りとする。

第11条（自衛消防活動）

自衛消防隊長は、消防器具等の配置図及び避難経路図を作成し、掲示するものとする。この避難経路図は別表3の通りである。

火災が発生した場合には、前条に定める任務分担及び消火器具配置図・避難経路図に基づき、積極的に行動するものとする。

第四章 耐震対策

第12条（震災予防措置）

地震時の災害の発生を予防するため、第三章に定めることのほか、次のことを行うものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する施設並びに校内に陳列・設置する物件の倒壊・転倒・落下の有無検査。
- (2) 火気使用設備器具等の転倒・落下防止及び自動消火装置・燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査。
- (3) 危険物等の転倒・落下・浸水等による発火防止の措置。

各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後、建物・火気使用設備器具の点検・検査を行い、その安全性を確認すること。

第13条（震災に備えての準備物）

震災に備えて次の品目を常に持ち出せるように準備しておくものとする。保管場所については職員室奥の棚下とし、避難場所（亘理中学校、吉田小学校）毎に保管する。

- (1) 救急医薬品
- (2) 懐中電灯
- (3) トランジスタラジオ
- (4) 非常持出品など

第14条（地震時の活動）

地震時の活動は、第三章に定めることのほか、次によるものとする。

- (1) 各火元責任者は、各種器具からの出火防止措置を講ずること。
- (2) 防火管理者は、必要な指示を与え、混乱防止の措置を講ずること。
- (3) 防火管理者は、自らの判断または防災機関からの避難命令により、指定避難場所等へ避難誘導すること。
- (4) 防災主任は防災マニュアルをもとにし、防火管理者とともに学校機能回復のための準備を進めること。

第15条（防災教育）

防災主任は、次の事項により防災教育を行うものとする。

- (1) 防災教育年間指導計画に従って、校内の防災教育の円滑な推進に努める。防災教育の内容は、次のものとする。
 - ① 消防計画の周知徹底
 - ② 火災予防上の遵守事項
 - ③ 防火管理上の各係の任務及び責任の周知徹底
 - ④ 震災対策に関する事項
 - ⑤ 個人避難マニュアルの作成
 - ⑥ その他、火災予防上必要な事項

第16条（避難訓練）

防火管理者は、次の事項により訓練を行うものとする。防災主任はその補佐を行う。

- (1) 下校時の津波対策の避難訓練を5月に、在校時の津波対策の避難訓練（緊急時垂直避難訓練）を6月に、町総合防災訓練への参加を9月に行う。なお、訓練は生徒・教職員に詳細な事前予告を行う場合と、行わない場合と実状に応じて実施する。
- (2) 通報・消火・避難誘導を連携して行う火災避難訓練を11月に行う。
- (3) ショート訓練（Jアラート、地震）を後期に、不審者侵入訓練を10月にに行う。なお、これらの訓練はいずれも生徒・教職員に詳細な事前予告を行う場合と行わない場合と実状に応じて実施する。

第17条（訓練の実施報告）

防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、別記「自衛消防訓練通知書」により、消防署へ通知するものとする。

第五章 津波避難

第18条（津波発生時の対応）

津波発生時の対応は、第四章に定めることのほか、『吉田中学校防災マニュアル 「Ⅱ－1 津波被害が想定される場合の対応と避難誘導」』によるものとする。

付則

- 1 この防災計画は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月24日 一部改正 [第16条(3)の追記]
- 3 令和4年7月 4日 一部改正 [第16条の変更] (防災マニュアルの見直しのため)

防火対象物維持台帳

点検実施月日 消防設備等	実施月日			点検者
	外観点検	機能点検	総合点検	
消火器	月 日	月 日	月 日	(株)アオキ 022-287-3535
	月 日	月 日	月 日	
自動火災報知器	月 日	月 日	月 日	同上
	月 日	月 日	月 日	
屋内消火栓	月 日	月 日	月 日	同上
	月 日	月 日	月 日	
誘導灯	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	
ガス警報器	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	

I—2 令和7年度 みやぎ防災教育副読本を活用した年間指導計画

亘理町立吉田中学校

月	防災管理	組織活動	防 災 教 育 (防災学習・防災指導)				
	関 連 行 事	教 科	道 徳	総合的な学習の時間	学級活動	学校行事	朝会・帰会
4	・通学路及び避難経路の確認 ・個人防災マニュアル、及び引き渡しカードの作成 (2・3年生は見直し) ・緊急時の対応の確認			●宮城を支える君たちへのメッセージ【その他】(1年) ●○○津波災害を学ぶ【第2章】(1～3年) ●○○津波災害への備え【第3章】(1～3年) ●○○下校時避難訓練事前指導	●○○災害時の情報の収集と活用【第3章】(1～3年)	●入学式 ●○○地区集会	○○大震災を経験して【その他】(2・3年)
5	・下校時避難訓練					●野外活動(松島自然の家) ◎修学旅行(関東方面) ●○○生徒総会	
6	・県民防災の日 ・小中合同引き渡し訓練 ・垂直避難訓練		○大震災を経験して【第1章】(2年)	◎宮城を支える君たちへのメッセージ【その他】(3年) ◎私たちにできる心のケア【第6章】(3年) ●○○地震・ローリングストック学習	○津波災害への備え【第3章】(2年)	●○○地区中総体 ○仙台自主研修	◎地域の一員としてできること【第4章】(3年)
7			●「私の挑戦」【第7章】(1年)			●○○生徒交流会 ●○○防犯教室 ●○○命の大切さを学ぶ教室	
8	・不審者対応訓練(教職員対象)						
9	・国民防災の日(毎年1日) ・体験型防災学習			●○○避難者の一員として【第4章】(1～3年)	●○○地震災害への備え【第3章】(1～3年) ●○○大雨・突風などによる災害への備え【第3章】(1～3年)	●○地区新人大会	
10			◎「ふるさとのいちご畑復活を夢見て」【第7章】(2年)				
11	・津波防災の日 5日(火) ・火災・消火訓練	[保健体育] ○傷害の防止【第3章】(2年) [社会] ◎東日本大震災からの復旧・復興【第5章】(3年)		●○○火災・消火訓練事前指導 12日(水)		●○○いじめ防止フォーラム	
12							
1		[理科] ●地震災害を学ぶ【第2章】(1年) [国語] ◎いつものように新聞が届いた—メディアと東日本大震災【7 思いを馳せる】(3年)	●「震災をわすれないうために」【第3章】(1年)	全学年防災学習 ●通学路見直し ○ボランティア学習 ◎亘理町DIG ●NHKアナウンサーとまなぶ防災教室		○薬物乱用防止教室	
2		[理科] ○大雨・突風による災害を学ぶ【第2章】(2年)	◎「前に進もう」【第7章】(3年)			●○○3年生を送る会	
3	・みやぎ鎮魂の日		○「階上中学校卒業生代表の言葉」【第1章】(2年)	●○○みやぎ鎮魂の日防災学習	●東日本大震災を忘れない【第1章】(1年)	◎卒業式	

● : 1年生 ○ : 2年生 ◎ : 3年生

教職員の動員体制（防災計画）

1 非常配備体制（令和7年）

区分	配備体制		非常持ち出し品
警戒本部 (1号配備)	吉田小	校長, 防災主任	緊急持ち出し品 生徒名簿, 引き渡しカード, 吉田中学校避難者名簿, 災 害用無線(吉小), 学校携帯 (亘中), ラジオ, ベスト
	亘理中	教頭, 主幹教諭	
特別警戒本部 (2号配備)	吉田小	校長, 防災主任, 業務員	
	亘理中	教頭, 主幹教諭	
災害対策本部 (3号配備)	吉田小	校長, 防災主任, 業務員, 養護教諭, 事務, 畠中, 萬, 菅	緊急持ち出し品 + 持ち出し可能な範囲で (個人防災マニュアル, ペン, マジック, バインダー, 軍手等)
	亘理中	教頭, 主幹教諭, 川崎, 高橋, 藁谷	

※ 教職員は、自身の非常持ち出し品を持参の上参集し、校長の指示のもと、避難所の運営支援や各担当地区を中心とした生徒の安否確認を行う。

※ 切迫している状況下では非常持ち出し品を持たず、命を最優先にする。
 (吉小・亘中には、地区生徒名簿の保管を依頼してある。)

R7地区生徒数及び担当教師 (R7.4.1現在 在籍57名)

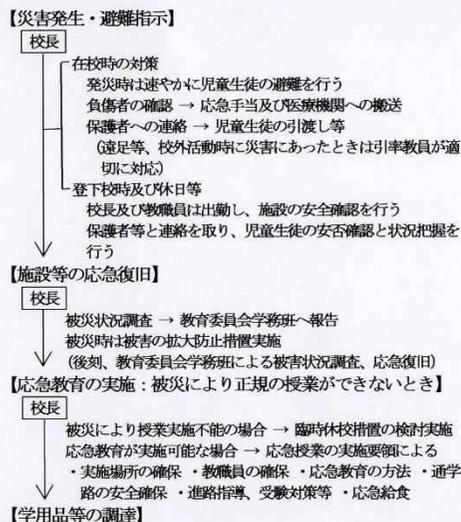
吉田小						亘理中					
地区	担当	1年	2年	3年	合計	地区	担当	1年	2年	3年	合計
開墾場	畠中	3	0	3	6	一本松	川崎	1	0	2	3
野地	萬	1	2	1	4	新丁	川崎	0	1	1	2
浜吉田北	菅	2	8	3	13	長瀬浜	高橋	1	5	3	9
浜吉田東	菅	2	1	1	4	大畑浜	藁谷	1	1	0	2
浜吉田西	鈴木	6	3	3	13	学区外 長瀬浜に入る	高橋	0	0	1	1
吉田小合計		14	14	11	40	亘理中合計		3	7	7	17

III 避難所指定施設一覧

施設名	電話番号	対象災害名		
		地震	津波	風水害
亶理小学校	34-1311	○	○	○
亶理中学校	34-1400	○	○	○
荒浜小学校	33-2670	○		
荒浜中学校	35-2425	○		
吉田小学校	34-1817	○	○	○
吉田中学校	36-2022	○		
長瀬小学校	36-2023	○		
逢隈小学校	34-1553	○	○	
逢隈中学校	34-1557	○	○	
高屋小学校	34-1756	○		
中央公民館	34-3111	○	○	○
佐藤記念体育館	34-4251	○	○	○
武道館	34-4251	○	○	○
荒浜体育館	35-2812	○		
勤労青少年ホーム	35-3115	○		
B&G海洋センター	34-6938	○		
働く婦人の家	34-5489	○		
農村創作活動センター	—	○		○
農村環境改善センター	—	○		
吉田体育館	36-3114	○		
図書館	34-8700	○		
郷土資料館	34-8701	○		

〔地震〕：津波の心配のない場合や内陸型地震、大火災の場合に避難所として使用します。

IV 応急教育活動フロー



V 防災関係機関等

連絡先	電話番号	備考
亶理町役場	34-1111	
亶理町教育委員会	34-0509	
亶理町中央公民館	34-3111	災害優先電話
亶理警察署	34-2111	
亶理消防署	34-1155	
JR亶理駅	34-1315	一般には非公表
NTT東日本 ㈱	113	
東北電力コールセンター	0120-175-366	フリーダイヤル

VI 参考事項

- 避難指示・災害の危険が目前に迫り、緊急に避難が必要な時に発令される。（勧告より緊急度が高い）
- 避難勧告・災害による被害が予想され、事前に避難が必要な時に発令される。
- 津波注意報発表・予想される津波の高さが、海面から0.2m以上、1m以下。

教職員災害初動マニュアル

休日や夜間等勤務時間外において、次の場合、全教職員は配備指令を待たず、速やかに勤務校に参集する。

- ① テレビ、ラジオ等により配備に相当する災害（大雨、洪水、高潮等）が発生したことを知ったとき。
- ② 震度5強以上の地震が発生したとき。
- ③ その他周囲の被害状況等により、配備が必要であると判断したとき。

初動体制については本マニュアルを基本としますが、発生した災害の状況に応じ、最終的には各学校長の判断により、対応願います。

平成29年12月～

亶理町教育委員会・吉田中学校

I 非常配備体制の基準・内容等

区分	配備時期	配備体制	配備内容
警戒本部 (1号配備)	①県内に津波注意報が発表されたとき。 ②町域で震度4の地震が観測されたとき。 ③その他特に学務課長が必要と認めたとき。	校長、教頭 主幹教諭、 防災主任	①学校施設等の被害調査 ②通学路の状況調査、情報収集（情報収集しながら参集） ③児童生徒の安否確認等実施の検討
特別警戒本部 (2号配備)	①町域で震度5弱の地震が観測されたとき。 ②台風や集中豪雨による大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲、大規模な災害発生が予想されるとき。 ③その他特に学務課長が必要と認めたとき。	校長、教頭 主幹教諭、 防災主任、 業務員	①学校施設等の被害調査 ②避難所等開設の準備 ③通学路の状況調査、情報収集（情報収集しながら参集） ④児童生徒・家族の安否確認 児童生徒の居宅の安全確認

区分	配備時期	配備体制	配備内容
災害対策本部 (3号配備)	①県内に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ②町域で震度5強以上の地震が観測されたとき。 ③大雨、洪水、高潮等で特別警報が発表され、災害発生又は発生の恐れがある場合 ④その他特に教育長が必要と認めたとき。	全教職員	①学校施設等の被害調査 ②避難所等開設の準備 ③通学路等の状況調査、情報収集 ④児童生徒・家族の安否確認、児童生徒の居宅の安全確認

（注意事項）

※ 吉田中学校においては津波注意報以上が発表された場合、学校への参集は見合わせ、解除されるまで、避難所となる学校で待機するものとする。

II 教職員の参集

休日や夜間等勤務時間外における参集については、次の点に十分注意する。

- ① 教職員は、災害の発生する恐れのあるときは、ラジオ、テレビの視聴、所属の連絡責任者や教育委員会へ電話照会その他自ら工夫して、災害の状況を把握するよう努めなければならない。
- ② 教職員は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れが高いときは、配備指令がない場合であっても、状況によっては校長等と連絡を取って、家族の安全確保を確認した上、自らの判断で速やかに勤務校に参集する。
- ③ 家族の被災等により、勤務校まで行けないときは、速やかに校長等に報告し、指示を受ける。
- ④ 参集途上では、極力通学路を通り、現地の情報収集に努め、参集後、校長等に報告する。
- ⑤ 参集時に住民等から救助の要請を受けたときは、消防機関や警察署へ通報するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。
- ⑥ 教職員が参集するときは、災害の状況に応じて1日分くらいの食料、飲料水等を持参する。

※留意点

児童福祉施設が隣接している学校においては、可能な範囲で事前協議をするなど連携をはかり、児童生徒の安全確保に努める。
（例）保育所と学校にそれぞれ兄弟姉妹が在籍する場合、児童生徒の登校時刻を遅らせるなどの措置を講じたとしても、保護者が一緒に送って来ることが予想されるケースの対応について。
（事前協議のいとまがない緊急時には、児童福祉施設において児童生徒受け入れ等の対応も可能である。福祉課担当者へ確認済み）

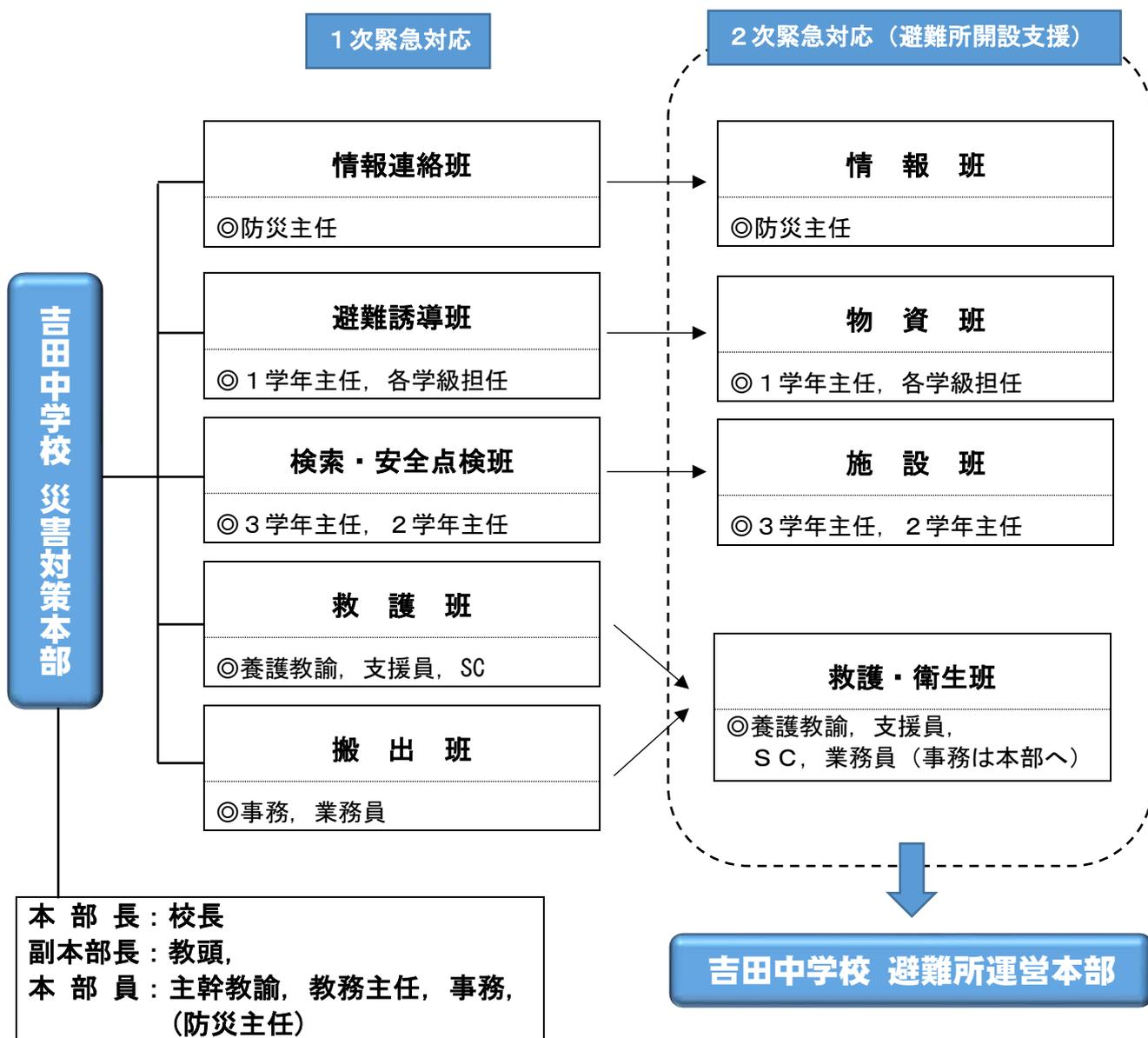
地震・津波に関しては、沿岸部の学校と内陸部の学校とは画一的な対応ができない場合がある。
（例）参集の必要がある場合でも沿岸部の吉田中学校にあっては、津波注意報以上が発表されている間、学校を含め避難区域には立ち入らない。
↓
このような場合は、注意報以上が解除になるまで、連絡のとれる状況で、避難所となる学校（亶理中学校または吉田小学校）にて待機（運営支援）するものとする。
（町内全小中学校の共通認識が必要！！）

遠隔地で発生した津波（ex. チリ地震による津波）の対応について、津波到達までに長時間かかることが予想される。また、津波の規模が変わり「注意報」から「警報」に、あるいは「警報」から「注意報」に切り替わることもあり得る。気象庁やハワイの太平洋津波警報センターから発表される情報に注意するとともに、状況に応じ臨機応変に対応する必要がある。

1-4 吉田中学校災害本部組織と業務内容

震災の規模や被害状況等をふまえ、吉田中学校災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応にあたる。

(1) 基本編成図①【内陸型地震，在校時・登下校時津波，火災，風水害，他各種災害時】



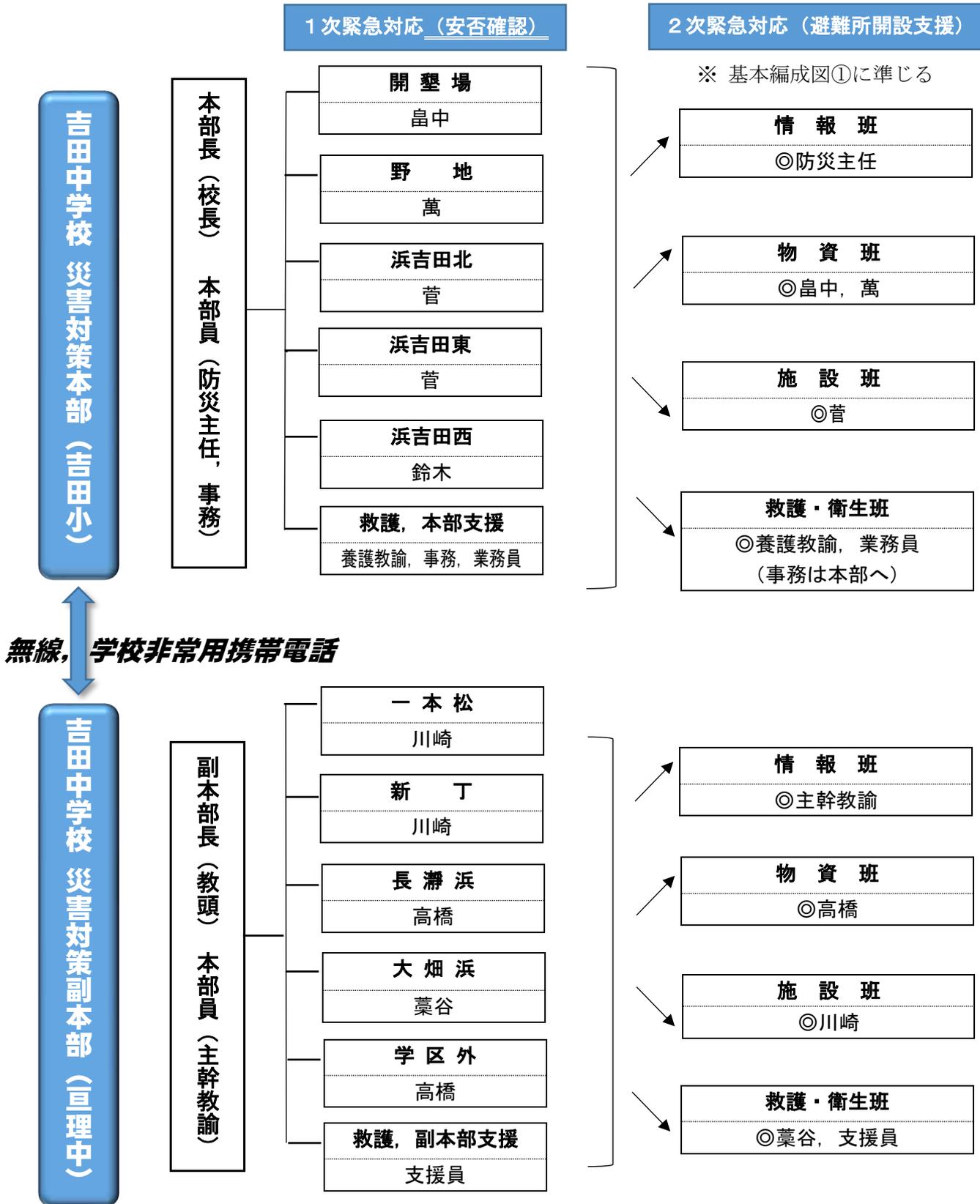
※ 本部長（本部）⇔ 各班長 ⇔ 班員 の連絡体制で迅速に業務にあたる。

※ 本部長代理順位……①教頭，②主幹教諭，③教務主任

※ 災害の状況に応じて，他班の支援体制を考える。（1次緊急対応を優先にする）

※ 在校時または登下校時に津波で吉田小学校へ避難した場合は，2次緊急対応として班ごとに吉田小学校の避難所運営業務にあたる。

(2) 基本編成図②【休日・夜間・下校後の津波発生時（校地内は、避難区域のため立入禁止）】



※ 教職員は、飲料水等自身の非常持出品を持参の上参集し、校長の指示のもと、各担当地区を中心とした生徒の安否確認や各避難所（吉田小または亘理中）の運営支援を行う。

※ 教職員が学校にいる場合（下校後）は、検索と搬出のみを行い、非常持出品を持って直ちに吉田小学校または亘理中学校へ避難する。

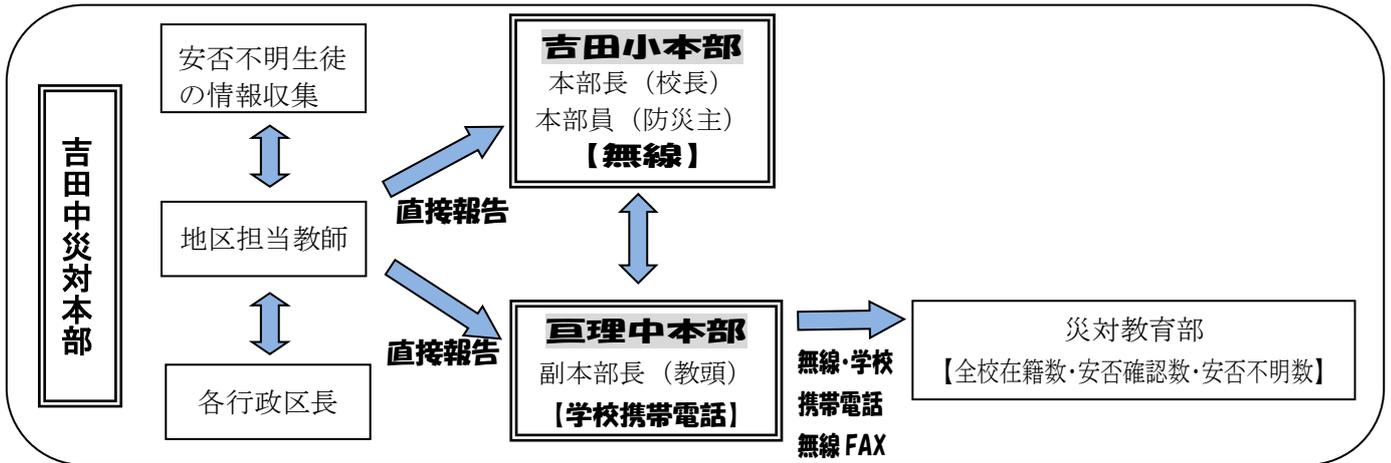
※ 切迫している状況下では非常持出品を持たず、教職員も命を最優先にする。（吉小・亘中には、連絡先が記載してある生徒名簿の保管を依頼してある。）

(3) 各班の業務内容

班 名	業務内容	避難所開設支援
本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体指揮 ・ 校内放送等による連絡や指示 ・ 応急（緊急）対応の決定 ・ 生徒や職員の安否確認状況，負傷状況を集約 ・ 各班との連絡調整 ・ 町教育委員会，町災害対策本部，PTAとの連絡調整・報告 ・ 被災状況の把握，情報収集 ・ 非常持出品（生徒名簿，引き渡しカード，無線，学校非常用携帯電話，ラジオ等）の搬出 ・ 報道機関との連絡・対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の施設管理 ・ 町職員や避難先の教職員連携を取り，町職員指示のもと，避難所の住民による自主運営の統括を支援する。
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難な生徒の保護，及び家庭への連絡 ・ 生徒及び家族の被災状況の確認（生徒在宅時の発災） ・ 一斉メールや安否確認メールの配信 ・ 保護者への生徒の引き渡し（引き渡しカード） 	<p style="text-align: center;">情報班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営会議の設置 ・ 情報の収集・整理・確認 ・ 避難所内の情報伝達 ・ 避難者名簿の作成・管理 ・ 避難所内の割り振りの支援
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後の生徒の身の安全確保を指示，及び直後の安否確認 ・ 安全な避難経路を確認しての避難誘導 ・ 生徒の安否確認状況と負傷状況を本部へ報告 	<p style="text-align: center;">物資班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄物資の配分 ・ 救援物資の受け入れ・配給 ・ 飲料水，生活水の確保・配給 ・ 炊き出しの支援
検索・安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逃げ遅れた生徒がいないか校舎内を検索 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> 【1階・体育館】：1学年主任 【2階】：2学年主任 【3階・屋上への階段】：3学年主任 </div> ・ 火災が発生した場合の初期消火 ・ 校舎内外施設の被害状況の確認と本部への報告 ・ ガスや水道の元栓の閉止 	<p style="text-align: center;">施設班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物内の安全維持補修 ・ テントの設営 ・ 避難者の状況把握 ・ 避難生活のルール策定 ・ 避難所内の安全管理 ・ 出火防止対策の支援
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急用品の確保，搬出 ・ 負傷者，被救護者の救出，応急処置 ・ 負傷者，危険箇所等の通報 ・ 「心のケア」の実施 	<p style="text-align: center;">救護・衛生班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者，病人の応急手当 ・ 救護所の活動に協力 ・ 避難所内の衛生管理 ・ 仮設トイレ，ゴミ集積所の維持管理 ・ 避難住民の心のケアの支援
搬 出 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要書類，重要物品等の安全な場所への搬出 	

(4) 基本編成図②における安否確認連絡体制

※教職員は、黄緑色の職員ベスト着用、地区名簿持参



- 災対教育部及び災対本部への連絡・報告は、無線 or 学校非常用携帯電話 or 無線 FAX を使用。各種通信手段は、長瀬小学校と共有して使用する。
- 地区担当教師から各校本部への報告は、状況によって直接報告の他に携帯電話等別な手段を使うこともあり得る。

災害時の通信手段の配置【長小との調整で常に下記の分担で持ち出し、共有して使用する】

	半固定無線	学校非常用携帯電話
吉田中	ぼうさいわたり 315 【災害時は吉田小に持ち出し】	080-1690-7817 【災害時は亙理中に持ち出し】
長瀬小	ぼうさいわたり 311 【災害時は亙理中に持ち出し】	080-1690-7812 【災害時は吉田小に持ち出し】
災害対策教育部	ぼうさいわたり 305	
災害対策本部	201・202・203・211	
災害対策本部	34-1430 【災害時特設電話からのみ通話可能】	

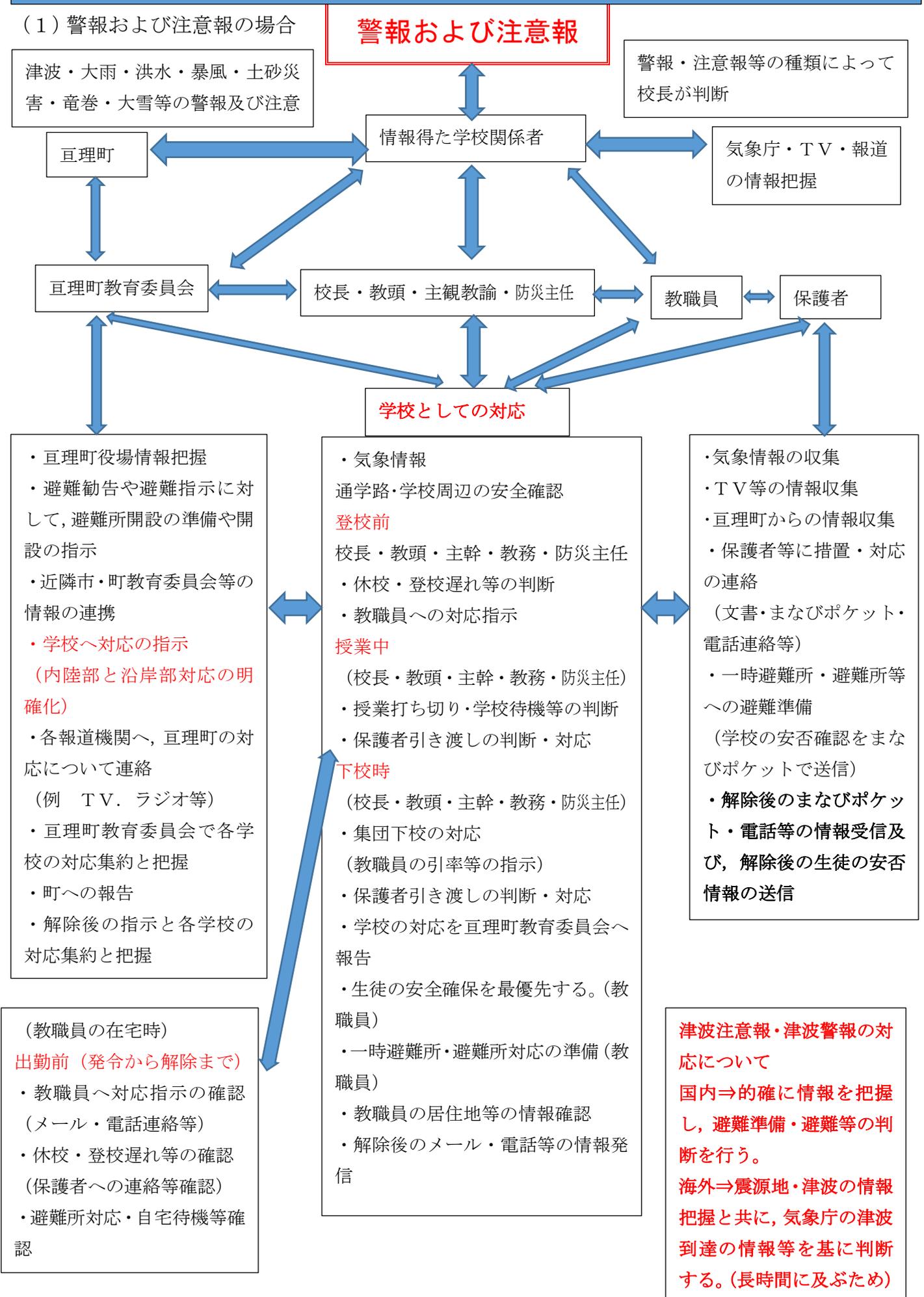
※ 半固定無線⇔固定電話・携帯電話間の通話はできない。

※ 町内小中学校の番号一覧表は、半固定無線や非常持ち出し品セットに常にくくりつけてある状態。

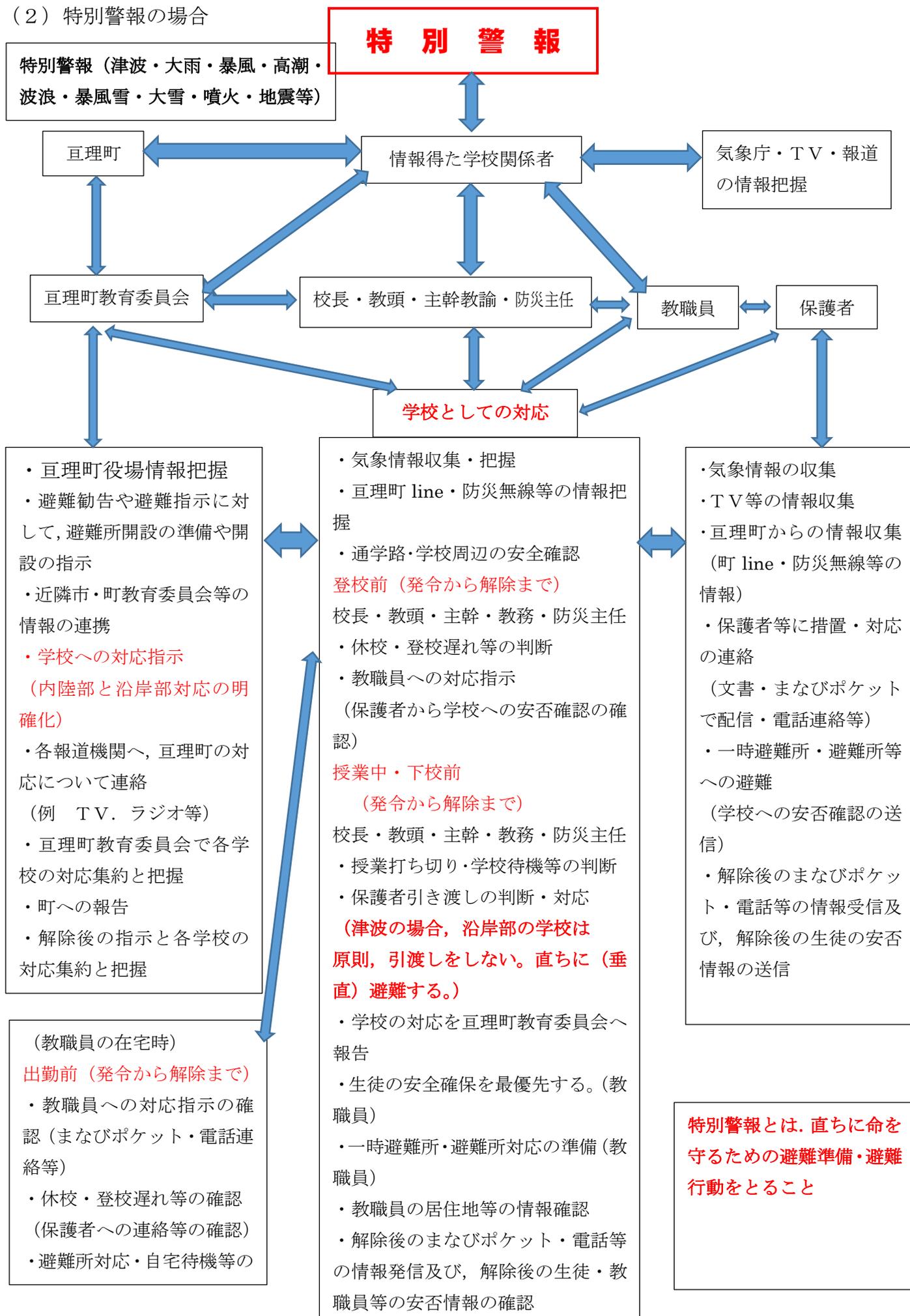
※ 災対教育部への連絡・報告は、無線 or 学校非常用携帯 or 無線 FAX を使用。

1-5 情報連絡体制図

(1) 警報および注意報の場合



(2) 特別警報の場合



特別警報

特別警報 (津波・大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪・噴火・地震等)

互理町

情報得た学校関係者

気象庁・TV・報道の情報把握

互理町教育委員会

校長・教頭・主幹教諭・防災主任

教職員

保護者

学校としての対応

- 互理町役場情報把握
- 避難勧告や避難指示に対して, 避難所開設の準備や開設の指示
- 近隣市・町教育委員会等の情報の連携
- 学校への対応指示 (内陸部と沿岸部対応の明確化)**
- 各報道機関へ, 互理町の対応について連絡 (例 TV, ラジオ等)
- 互理町教育委員会で各学校の対応集約と把握
- 町への報告
- 解除後の指示と各学校の対応集約と把握

- 気象情報収集・把握
- 互理町 line・防災無線等の情報把握
- 通学路・学校周辺の安全確認
- 登校前 (発令から解除まで)**
- 校長・教頭・主幹・教務・防災主任
- 休校・登校遅れ等の判断
- 教職員への対応指示 (保護者から学校への安否確認の確認)
- 授業中・下校前 (発令から解除まで)**
- 校長・教頭・主幹・教務・防災主任
- 授業打ち切り・学校待機等の判断
- 保護者引き渡しの判断・対応
- (津波の場合, 沿岸部の学校は原則, 引渡しをしない。直ちに(垂直)避難する。)**
- 学校の対応を互理町教育委員会へ報告
- 生徒の安全確保を最優先する。(教職員)
- 一時避難所・避難所対応の準備(教職員)
- 教職員の居住地等の情報確認
- 解除後のまなびポケット・電話等の情報発信及び, 解除後の生徒・教職員等の安否情報の確認

- 気象情報の収集
- TV等の情報収集
- 互理町からの情報収集 (町 line・防災無線等の情報)
- 保護者等に措置・対応の連絡 (文書・まなびポケットで配信・電話連絡等)
- 一時避難所・避難所等への避難 (学校への安否確認の送信)
- 解除後のまなびポケット・電話等の情報受信及び, 解除後の生徒の安否情報の送信

(教職員の在宅時)

出勤前 (発令から解除まで)

- 教職員への対応指示の確認 (まなびポケット・電話連絡等)
- 休校・登校遅れ等の確認 (保護者への連絡等の確認)
- 避難所対応・自宅待機等の

特別警報とは. 直ちに命を守るための避難準備・避難行動をとること

(3) 注意報, 警報, 特別警報それぞれの対応一覧表

対 応	亶理町教育委員会	吉田中学校 (校長)	(情報収集)・保護者対応
注意報	情報収集 (河川・道路・公共交通機関等の情報収集) 通学路・学校周辺の安全確認 (警報に変わることもあるので, 早目の準備や待機。)		
警報	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の情報に留意 避難勧告や避難指示・避難所開設の対応を指示 学校への対応の指示 (内陸部と沿岸部の対応への明確化) 各報道機関へ, 亶理町の対応について連絡 (例 TV, ラジオ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報 通学路・学校周辺の安全確認 登校前 <ul style="list-style-type: none"> 校長・教頭・主幹・教務・防災主任 休校・登校遅れ等の判断 教職員への対応指示 授業中 <ul style="list-style-type: none"> 校長・教頭・主幹・教務・防災主任 授業打ち切り・学校待機等の判断 下校時 <ul style="list-style-type: none"> 校長・教頭・主幹・教務・防災主任 集団下校の対応 (教職員の引率等の指示) 保護者引き渡しの判断・対応 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報の収集 TV等の情報収集 亶理町からの情報収集 (防災無線等の情報) 保護者等に措置・対応の連絡 (文書・まなびポケット・電話連絡等の対応) 教職員の居住地等の情報確認 学校の対応を亶理町教育委員会へ報告 生徒の安全確保を最優先する。(教職員) 一時避難所・避難所対応の準備 (教職員)
特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の情報に留意 避難指示への対応や避難所開設の対応を指示 学校へ対応の指示 (内陸部と沿岸部の対応への明確化) 各報道機関へ, 亶理町の対応について連絡 (例 TV, ラジオ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報 通学路・学校周辺の安全確認 登校前 (発令から解除まで) <ul style="list-style-type: none"> 校長・教頭・主幹・教務・防災主任 休校・登校遅れ等の判断 教職員への対応指示 授業中・下校前 (発令から解除まで) <ul style="list-style-type: none"> 校長・教頭・主幹・教務・防災主任 授業打ち切り・学校待機等の判断 保護者引き渡しの判断・対応 (津波の場合, 沿岸部の学校は原則, 引渡しをしない。直ちに(垂直)避難する。) 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報の収集 TV等の情報収集 亶理町からの情報収集 (防災無線等の情報) 保護者等に措置・対応の連絡 (文書・まなびポケット・電話連絡等の対応) 教職員の居住地等の情報確認 学校の対応を亶理町教育委員会へ報告 生徒の安全確保を最優先する。(教職員) 一時避難所・避難所対応の準備 (教職員)

特別警報の対応 … 特別警報の際には, 「ただちに命を守る行動をとってください。」

(自宅内避難・避難所への避難・水平 (西側) 垂直 (高い建物) への避難)

1-6 災害発生時の下校指導及び保護者引き渡し計画

(1) 災害発生時の下校指導

津波（注意報・警報・特別警報）以外の災害が発生した場合、教職員は担当地区の巡視を行い、生徒の下校指導を行う。その際危険箇所等の確認をし、生徒の安全確保に努めた上で避難誘導する。

詳細は別紙『地震・津波対応マニュアル』のとおりである。

(2) 保護者引き渡し

1) 保護者引き渡しカード（次のページ）の作成と保管

入学後すぐに保護者に引き渡しカードの記入を依頼し、原本は家庭で3年間保管、コピーは緊急持ち出し品のカゴに保管し（亙理中用・吉田小用）、緊急時に持ち出す。また、年度初めに学校で保管している引き渡しカードを家庭に返却して加除修正を依頼し、年度ごとに内容を更新するようにする。

2) 引き渡しの判断基準と引き渡し場所

引き渡しの判断基準

登校中・在校時に以下の災害等が発生した場合。津波の場合は下校中も含む。

①津波がない地震（5強以上）の場合

②津波注意報・警報の場合

（引き渡しは注意報・警報解除後）

③その他の災害や事件等で必要な場合

※ 引き渡しをお願いする際は、いずれもメール配信で保護者に知らせる。

※ 『引き渡しカード』に記載されていない人には、生徒を引き渡さない！

引き渡し場所

左記の①・③の場合は、以下のいずれかの場所で引き渡しを行う。（状況による）

ア) 吉田中学校 校庭北側

イ) 吉田中学校 多目的室

ウ) 吉田中学校 体育館

左記の②の場合は、避難する時間の有無で以下のいずれかの場所で引き渡しを行う。

エ) 避難する時間あり…吉田小学校

オ) 緊急で避難が必要…吉田中屋上

3) 引き渡し手順

引受人	教職員
① 避難場所入口（受付）で、情報担当班・各学年担当に生徒名を伝える。	① 情報連絡班・各学年担当が引渡人の本人確認を行い、引き渡しカードに引渡時刻等の記録を記入する。
② 引き渡しカードの記載内容を確認し、引渡の署名をする。引渡後の連絡先に変更があれば、カードに記入し教職員に伝える。	② 引渡後の連絡先等に変更がないか、引き渡しカードの内容を引受人に確認してもらい、引き渡しの署名をお願いする。
③ 直接生徒を引き受け、生徒と一緒に帰宅。	③ 各学年担当が生徒を入口（受付）に連れて行き、引受人に直接引き渡す。

※ 津波注意報・警報・特別警報が解除されるまでは、引渡の申し出があっても生徒と同様の安全な場所で待機をお願いし、生徒の引渡を行わないこととする。

災害時引き渡しカード

亶理町立吉田中学校

年 年 年	組 組 組	番 番 番	生徒氏名		
地区：			保護者氏名		
現住所					
緊急連絡先 <small>上段：続柄，下段：電話番号</small>		①【 () 】	②【 () 】	③【 () 】	
在学の兄弟等		年 組	年 組	年 組	
緊急時の引受人（生徒を迎えに来る人，保護者以外の人も含む） ※こちらに記載のない方への引き渡しは行いません。					
	引受人氏名	TEL 番号	本人との関係	署名	備考
1		()			
2		()			
3		()			
引き渡しの記録 ※ここから下は，記入不要です。					
引き渡し日	/ ()	/ ()	/ ()		
引き渡し時刻	時 分	時 分	時 分		
引き渡し職員					
引き渡し場所					
特記事項					

※別紙の『地震・津波対応マニュアル』と合わせて保管をお願いします。

※このカードのコピーは，学校で保管し，緊急時の保護者への引き渡しに使わせていただきます。

※毎年，年度始めに一度返却させていただくので，変更があれば朱書きで訂正し，提出をお願いします。

※このカードのコピーは，お子さんが卒業後，個人情報に留意の上で処分させていただきます。

引き渡しをお願いする場合

- ①津波がない地震（5強以上）の場合
- ②津波注意報・警報の場合
（引き渡しは注意報・警報解除後）
- ③その他の災害や事件等で必要な場合

※ 引き渡しをお願いする際は，いずれもメール配信でお知らせします。

吉田中学校の連絡先

吉田中学校 TEL

0 2 2 3 - 3 6 - 2 0 2 2

吉田中学校携帯電話

0 8 0 - 1 6 9 0 - 7 8 1 7

II - 1 津波被害が想定される場合の対応と避難誘導

(1) 津波対応マニュアル早見表

揺れが弱くても、1分以上なら津波の危険！迷わず避難を！

地震+津波注意報・警報 発表		避難所：互理中学校・吉田小学校
	津波注意報	津波警報，避難指示(緊急)
登校前	◆家庭の判断で避難 まなびポケットで対応をお知らせ	◆生徒は家族と避難！ 職員は配備体制に！
登下校中  	別紙：個人避難マニュアル(学校用)参照 ◆生徒は自転車で 吉田小学校 へ避難(徒歩通学者は職員車で)。 ◆職員は下校訓練の配置につき、吉田小へ避難誘導 ◆安否確認の実施 ◆保護者へまなびポケットで対応をお知らせ ◆注意報・警報解除後、保護者への引き渡し【引き渡しカード】 <u>※注意報・警報が解除されるまで、生徒は学校で保護する。保護者への引き渡しはしない！</u>	
在校時 	津波到達まで 30分以上時間が ※避難所まで避難可能か否か ◆保護者へまなびポケットで対応をお知らせ ◆注意報・警報解除後、保護者への引き渡し【引き渡しカード】 <u>※注意報・警報が解除されるまで、生徒は学校で保護する。保護者への引き渡しはしない！</u>	ない → 吉中の屋上 に垂直避難 ある → 自転車で 吉田小学校 へ避難 (徒歩通学者は職員車で避難)
休日 夜間 下校後	◆家庭の判断で避難 ◆家庭での対応 ◆状況に応じて、安否確認の実施 ◆保護者にまなびポケットで対応をお知らせ ※配慮が必要な生徒へは、学年が個別に連絡・対応をする	◆生徒は家族と避難！ 職員は配備体制に！

(2) 在校時の発生

1) 津波発生時の学校の対応

	学校・教職員の対応	生徒の行動
地震発生	<p>※ 宮城県沖を震源とし、県内各地で震度6弱以上の地震を想定した場合</p> <p>平成23年東北地方太平洋沖地震から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体感できる初期微動（P波）から小刻みな揺れが十数秒程度続き、その後震度6弱の揺れが断続的に3分弱続いた。揺れが収まりきらないうちに大きな余震が発生。 ・ 緊急地震速報と同時に揺れが強まっていった（報知からS波到達まで約15秒）。 <p>※ 数秒後に停電し、校内放送ができない状況</p>	
安全確保・安全点検	<p>①まず生徒に身の安全を守るよう指示【あ・お・た・い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波の大きさや到達時間等、情報が得られるまで（約3分）は、その場で身の安全を確保させる。 <p>【本部】初動態勢の指示、生徒の安否状況を集約、ラジオ等で情報収集。</p> <p>【教科等担当】生徒に避難行動を指示。出入り口の開放、負傷者の確認。</p> <p>【避難誘導班】避難経路の安全確認、安全確保の指示、生徒の負傷状況等を本部へ報告。</p> <p>【検索・安全点検班】火災発生時は初期消火、元栓の閉止。</p> <p>【救護班】緊急性の高い負傷者がいる場合は応急手当。</p> <p>【搬出班】重要書類搬出の準備。</p>	<p>① まず身の安全の確保【あ・お・た・い】</p> <p>【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。</p> <p>【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。</p> <p>【体育館】安全な場所へ移動し、天板、天井灯の落下に注意する。</p> <p>【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。</p>
情報収集 避難指示	<p>②情報収集とともに安全な場所へ避難指示</p> <p>【本部】ラジオ、インターネット等により津波に関する情報（到達予想時刻、予想される津波高等）を収集する。津波からの避難場所、避難経路を決定する。</p> <p>【避難誘導班】各担当場所へ行き、大声で安全確保を指示。合わせて避難経路を確認する。</p>	<p>②教師の指示にしたがって避難【こ・た】</p>
<p>津波到達まで30分以上時間が</p> <p>※30分の基準は在校時避難場所である吉田小学校まで徒歩移動可能か否か</p> <p>ない → 吉中の屋上に垂直避難</p> <p>【教師】垂直避難訓練の配置につき、生徒の避難誘導</p> <p>【生徒】垂直避難訓練の避難経路で避難</p> <p>ある → 自転車で吉田小学校へ避難</p> <p>【教師】下校訓練に準ずる配置につき、生徒の避難誘導</p> <p>【生徒】自転車で学年ごとに1列になって避難。徒歩の生徒は職員の車で避難。</p>		

避難誘導

③避難所への避難誘導

- ・ 出発時と到着時に人員確認。
- ・ (状況によって) 下校訓練あるいは垂直訓練の配置につき、生徒が安全に避難できるよう誘導。
- ・ 先頭(主幹教諭) → 3年 → 1年 → 2年 → 最後尾(教頭)の順に自転車で一緒に避難し、逃げ遅れを防ぐ。教頭は、後方で生徒の安否・安全確認をしながら避難誘導する。
- ・ 特別支援学級の生徒、及び要配慮生徒の避難補助。
- ・ 地域住民が避難してきた場合は、より安全な場所へ一緒に避難するよう呼びかける。

【本部】 ラジオ、インターネット等により津波に関する情報(到達予想時刻、予想される津波高等)を収集する。非常持出品の搬出。

【避難誘導班】 出発時と到着時に人員確認。避難経路の安全確認

【検索・安全点検班】 校舎内の検索

※ 保護者が迎えに来てても、津波注意報等が解除されるまで引き渡しはしない!

③安全に気をつけて、自転車で避難所へ避難する。

※吉田小へ避難する場合、徒歩通学者は職員の車で避難する。ただし、雨天時など自転車登校が少なく、教職員の車に乗りきれない場合も想定される。その場合は、6号線手前の防災広場(吉中から1.5km)まで走って逃げる。

安否確認・災对本部設置

④安否確認の実施

- ・ 生徒の保護・安全確保。

【本部】 ラジオ、インターネット等により津波に関する情報(到達予想時刻、予想される津波高等)を収集する。安否確認状況の集約→町教委への報告。

【避難誘導班】 安否確認及び負傷者の確認をし、本部へ報告。

【検索・安全点検班】 安否確認できない生徒がいる場合は搜索。津波襲来が予測される場所へは戻らない。

【情報連絡班】 保護者へのまなびポケットで現在の状況と今後の対応をお知らせ。引き渡しの準備。

【救護班】 負傷者の確認と応急手当。必要に応じて医療機関との連携。

※ 保護者が迎えに来てても、津波注意報等が解除されるまで引き渡しはしない!

④(自転車で避難した場合は)ヘルメットを装着したまま学級ごとに整列し、引き続き身の安全を確保する。

- ・ 教職員や避難所運営者の指示に従う。
- ・ 指示があるまで、避難所を離れない。

避難場所での待機	<p>⑤生徒の心身両面の体調管理や人員掌握に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・垂直避難で吉田中学校の屋上に避難する場合、内側を向かせる等、生徒が過酷な被災状況を直接見せないように配慮する。 ・避難所での待機の長期化が予想される場合は、状況に応じて備蓄品を配布したり、班ごとに分担して避難所開設支援を行う。 	<p>⑤避難所では、お互いに声をかけ合いながら協力して支え合って過ごす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示があるまで避難所を離れない。 ・備蓄品配布の手伝いをする ・地域住民への手助けや避難所運営補助を行う。
事後の対応措置	<p>⑥津波注意報等解除後、保護者への引き渡しを実施</p> <p>※ 保護者が来ない生徒については、保護者が迎えに来るまで避難所で保護する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【検索・安全点検班】 安否確認できない生徒がいる場合は搜索継続。</p> <p>【情報連絡班】 まなびポケットで保護者へ引き渡しの依頼。</p> <p>【情報連絡班】・【避難誘導班】 引き渡しカードで確認しながら、生徒を保護者へ引き渡す。</p> </div>	<p>⑥保護者が来た生徒から、保護者と一緒に帰宅する。帰宅が困難な場合は、保護者と一緒に避難所で待機する。</p>
	<p>⑦注意報等解除後、学校の被害状況調査や通学路の安全点検を実施</p> <p>※ 安否確認できない生徒については、搜索継続</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>ア) 家庭への電話連絡、安否確認メール</p> <p>イ) 家庭訪問</p> <p>ウ) 通学路近辺の搜索</p> </div> <p>※ 通学路の安全点検については、各地区担当職員が実施 → 本部へ報告</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【本部】 生徒・教職員、学校の被害状況を町教委へ報告、今後の対応を検討する。</p> <p>【避難誘導班】 引き渡しがまだの生徒について生徒の保護を継続し、保護者が到着次第引き渡す。</p> <p>【情報連絡班】 まなびポケットで今後の対応をお知らせする。必要に応じて安否確認メールの依頼をする。</p> <p>【搬出班】 重要書類の復元、二次避難を実施する。</p> </div>	<p>⑦保護者と一緒に行動</p> <p>学校からの連絡については、保護者へのまなびポケット等を通して知るようにし、正確な情報収集や安全確保に引き続き努める。</p>

※【あ・お・た・い】…「あたまをまもり」「おちてこない」「たおれてこない」「いどうしてこない」

※【こ・た】…「(津波が) こないところへ」「たかいところへ」

2) 吉田小学校への避難経路図と教職員の配置（毎年5月実施の下校訓練に準ずる）

※ 津波到達まで30分以上時間がある場合（吉田小学校まで避難可能な場合）



- ※ 先頭（主幹教諭）と最後尾（生徒指導主事）は教職員が付き、自転車で避難誘導する。主幹教諭→3年→1年→2年→生徒指導主事の順に避難。学校の自転車2台は外倉庫4内。
- ※ その他教職員の配置は上記の通りで、原則として下校訓練に準じる。
- ※ 6号線の横断は、ローソンの信号とする。
- ※ 6号線の横断で渋滞しているときは、後ろに長く列をつくらず、防災広場の中に入って待機するようにする。
- ※ C地点は道幅が狭く、見通しが悪いので注意！フロック塀の倒壊にも注意！

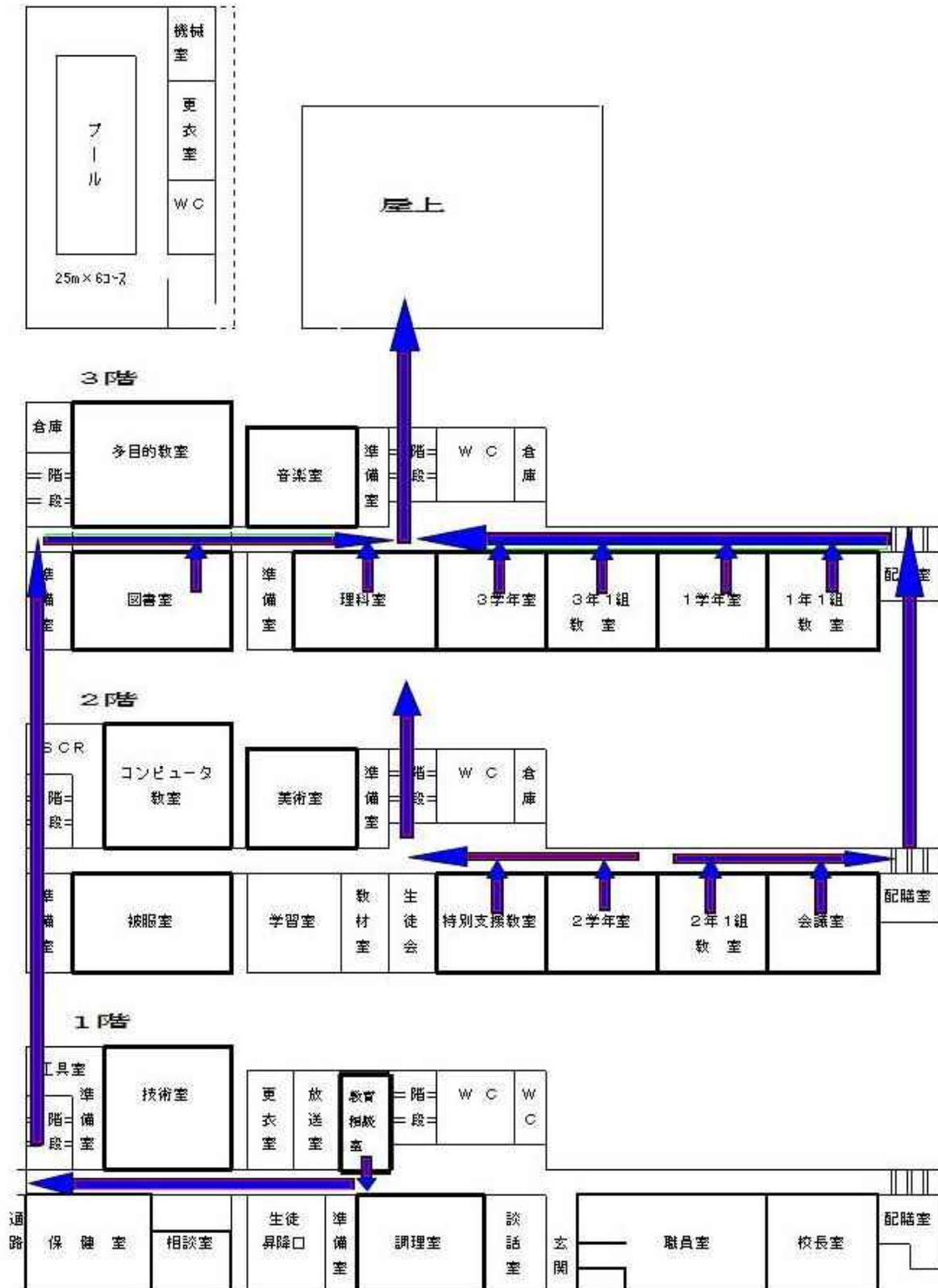
3) 避難経路図

※ 津波到達まで時間がない場合

(津波到達まで30分以内、吉田小学校までの避難ができないと判断される場合)

→ 校舎屋上へ垂直避難

令和7年度 吉田中学校 垂直避難経路図



(3) 在校時以外の発生（登下校時，校外学習時，在宅時）

1) 津波発生時の学校の対応

	登下校時	校外学習等	在宅時・外出時
生徒の行動	<p>① 地震発生時は，まず身の安全の確保【あ・お・た・い】</p> <p>② 防災無線の指示がなくても，<u>大地震発生 or 1分以上の揺れ</u>で，どの地点にいても迷わず<u>自転車</u>で吉田小学校へ避難。 ※ 吉田小学校への<u>避難が間に合わない時は，緊急時一時避難所</u>（吉田中，長瀬小，大谷地住宅，高速道路避難階段等）へ避難する。</p> <p>③ 避難所にいる教職員や区長等の指示に従う。 ※ 注意報等が解除になるまで絶対に避難所を離れない。</p>	<p>① 地震発生時は，まず身の安全の確保【あ・お・た・い】</p> <p>② 一斉研修の場合は，引率教員の指示で，安全な高台へ避難。 自主研修等の場合は，自主研修用の防災マップを参考に，近くの高台へ避難（注意報等が解除になるまで絶対にその場を離れないよう事前指導で徹底）。可能であれば，自主研修用の携帯電話で引率教員へ連絡。</p> <p>③ 注意報等が解除になってもその場で待機し，教員の救助を待つ。</p>	<p>① 地震発生時は，まず身の安全の確保【あ・お・た・い】</p> <p>② ラジオ等で情報を収集。家族と一緒に近くの避難所へ避難（1人でも避難）。 ※<u>避難所への避難が間に合わない時は，緊急時一時避難所等の高台へ避難。</u></p> <p>③ 互理中・吉田小へ避難した場合は，避難所にいる教職員へ安否状況を報告。 保護者は安否確認メールに返信。</p> <p>④ 注意報等解除後，安全に気をつけて帰宅。</p>
学校・教職員の対応	<p>① 情報収集 下校訓練の配置につき，生徒を吉田小へ避難誘導。</p> <p>② 安否確認の実施 生徒の保護・安全確保。 生徒の安否状況を町教委へ報告。発災から1時間半後に第1次報告し，その後全員の安否が確認できるまで2時間ごとに報告。</p> <p>③ まなびポケットで保護者へ対応（引き渡し等）をお知らせ。引き渡しの準備。</p> <p>④ 津波注意報等解除後，生徒を保護者へ引き渡す。</p> <p>⑤ 注意報等解除後，学校の被害状況調査や通学路の安全点検を実施。 ※ 安否確認できない生徒については，<u>探索継続する。</u> （ア）家庭への電話連絡 イ）家庭訪問 ウ）通学路近辺の探索</p>	<p>① 情報収集 一斉研修の場合は，生徒を安全な高台へ避難誘導。</p> <p>② 安否確認の実施 生徒の保護・安全確保。 学校と引率教員とで生徒の安否状況，今後の対応等の情報交換。 自主研修等の場合は，可能であれば研修用携帯電話で生徒の所在と安否状況を確認。生徒と連絡が取れない場合は，行程表をもとに，動線上どの辺りに避難しているかを把握し，注意報等解除後に救助・安否確認に行く。</p> <p>③ まなびポケットで保護者へ安否状況や今後の対応をお知らせ。</p> <p>④ 以後の活動の可否を検討し，安全に帰校。</p>	<p>基本は家庭での対応 注意報以上で配備体制に。</p> <p>① 情報収集を行う。</p> <p>② 安否確認の実施 避難所ごとに地区担当教員が生徒の安否確認。 生徒の安否状況を町教委へ報告。</p> <p>③ まなびポケットで保護者へ今後の対応をお知らせ。及び安否確認メールでの安否確認実施。 ※ 配慮が必要な生徒へは，学年が個別に連絡・対応。</p> <p>④ 注意報等解除後，学校の被害状況調査や通学路の安全点検を実施。 ※ 安否確認できない生徒については，<u>探索継続する。</u> （ア）家庭への電話連絡 イ）家庭訪問 ウ）通学路近辺の探索</p>

2) 吉田小学校への避難経路図と教職員の配置（毎年5月実施の下校訓練で実施）



← : 生徒の避難経路

⇐ : 教職員の担当場所

II-2 地震発生時の対応と避難誘導（津波被害が想定されない場合）

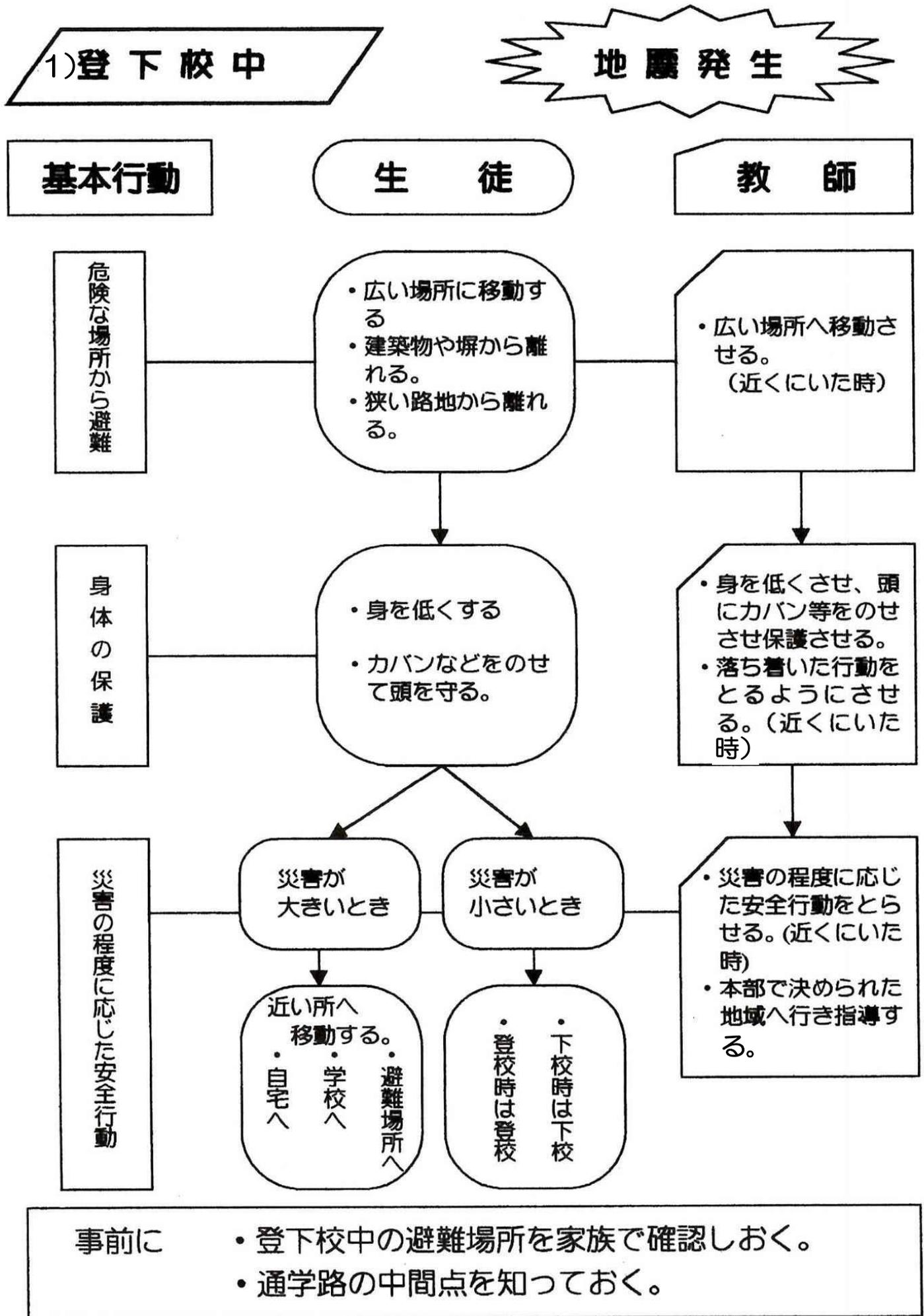
（1）地震対応マニュアル早見表

津波がない 地震のみ 発生 → 避難所： 長瀬小学校・吉田中学校			
	震度4	震度5弱	震度5強以上
登校中 	職員が各担当地区を巡視 + まなびポケットで対応をお知らせ		
	◆安全に留意して登校	職員が吉中へ避難誘導	◆保護者への引き渡し。迎えが来るまで、生徒は吉中で保護。【引き渡しカード】 <small>まなびポケットでお知らせ</small>
在校時 	生徒に身の安全を守らせ【あ・お・た・い】，安全な場所へ避難誘導		
	◆安全に留意して下校	◆職員が各担当地区を巡視の上で、下校 <small>まなびポケットで対応をお知らせ</small>	◆保護者への引き渡し。迎えが来るまで、生徒は吉中で保護。【引き渡しカード】 <small>メール配信でお知らせ</small>
下校中 	◆職員が各担当地区を巡視し，安全確保に努めた上で下校 ◆家庭での対応 ◆状況に応じて，安否確認の実施 ◆保護者へまなびポケットで対応をお知らせ		
休 日 夜 間 登校前 下校後	◆家庭での対応 ◆状況に応じて，安否確認の実施 ◆保護者へまなびポケットで対応をお知らせ ※配慮が必要な生徒へは，学年が個別に連絡・対応をする <div style="text-align: right; color: red; font-weight: bold; border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">職員は配備体制に！</div>		

安否確認の方法について

- ① 職員が直接会って行う安否確認（避難所）
- ② まなびポケットによる安否確認（保護者からのまなびポケと似よ連絡）
- ③ メールで返信できない場合は，
 学校用携帯電話 080-1690-7817
 への連絡による安否確認

(2)地震発生時の対応



2) 授業中

普通教室にいるとき

基本行動

生徒

教師

身体
の
保護

- ぼうしやタオルをかぶる。
- 机の下にもぐる。

- 頭部を保護させる。
- 机の下にもぐらせ、机の脚をつかませる。

避難口
の
確保

- 窓：出入口のドアを素早く開ける。
- 窓ぎわから離れる

- 窓、出入口に近い生徒に窓やドアを開けさせる

危険物
の
処理

- ストープの火を消す
- 教師の指示のもと素早く片付ける。

- ストープなどの火を消させる。
- 器具や湯などを処理させる。

本部
の
指示
を
待つ

- 慌てず、本部(教師)の指示を待つ。
- けがをしたり、気分の悪い人は申し出る。

- 本部の指示を正確に伝える。
- 教室の被害に応じた指示を出す。
人員の確認、けが人の把握

事前に

- 災害時に、一人一人で行動することは危険であり教師の指示のもと、集団で行動することが大切であることをわからせておく。

3) 授 業 中

特別教室にいるとき

基本行動

生 徒

教 師

危険物の処理

火を消す。電源を切る。薬品、器具は机の中央か流しの中に入れる。刃物類、器具は机の中央か下に片付ける。

火気利用中は消火させる。薬品、器具は片付ける。刃物類は机の中央か下に片付ける

身体
の
保
護

・机のそばに身を低くし、教科書などで頭を守る。
・安全な場所へ移動する。

・身体のプロtection第一
・薬品、熱湯、刃物の落下などの危険があるときは、教室の安全な場所へ移動させる。

避難口
の
確
保

・出入口を素早く開ける。

・避難口を確保させる。
・薬品戸棚や器具工具の棚は転倒や中の物の落下の危険があり離れさせる。

本部
の
指
示
を
待
つ

・慌てず、本部(教師)の指示を待つ。
・けがをしたり、気分の悪い人は申し出る。

・本部の指示を正確に伝える。
・教室の被害に応じた指示を出す。
人員の確認、けが人の把握をする。

事前に

- ・整理整頓を心がける。
- ・熱湯や刃物への対処の仕方を知らせておく。

4) 授業中

体育館にいるとき

基本行動

生徒

教師

中央に集合

- ・体育館の中央に集まる。
- ・落ち着いて、静かに行動する。

- ・体育館の中央に集合させる
- ・慌てて、飛び出さない。(落下物の危険がある)

身体の保護

- ・身を低くし、頭を守る。
- ・床に伏せるようにする。

- ・身を低くさせ頭を守る。
- ・身体を寄せ合い不安を取り除く。
- ・危険であれば安全な場所へ。

避難口の確保

- ・出入口を素早く開ける。
- ・外へはでない。

- ・できるだけ、避難口を確保させる。

本部の指示を待つ

- ・慌てず、本部(教師)の指示を待つ。
- ・けがをしたり、気分の悪い人は申し出る。

- ・本部の指示を正確に伝える。
- ・人員の確認をする
- ・けが人の有無を把握する。

事前に

- ・照明器具の点検はこまめに行っておく。
- ・集会の場合、指示者をはっきりさせておく。

5) 授業中

校舎外にいるとき

基本行動

生徒

教師

中央に集合

建物から離れる。校庭の中央に集まる。プールにいる時は、すぐ水から出る。広い場所に集まる。

建物から離れさせる。校庭の中央に集合。教室には入らないようにさせる。

身体の保護

・身を低くする。
・友達と身体を寄せ合う。

・身を低くさせる。
・心の動揺を静めさせる。
・不安を取り除く
・生徒の把握に努める。

人員の確認

・人員点呼を受ける。

・全員がいるか点呼をし、確認する。
・けが人の有無を確認する。

本部の指示を待つ

・慌てず、本部(教師)の指示を待つ。
・けがをしたり、気分の悪い人は申し出る。

・本部の指示を正確に伝える。
・周囲の状況に応じた指導・指示をする。

事前に

・事前に安全な場所を確認しておく

6) 休息中・清掃中

基本行動は授業中に準ずる

